Advanced Reliable Consaltants

ARCIST

vol.97
2026年 1月10日

編集発行
for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

アーク&パートナーズは 創立25周年を迎えました

25th Anniversary

History

- 1995 ● 内藤克が虎ノ門にて個人税理士事務所開業
- 1997 ● 銀座にて税理士、司法書士、社会保険労務士による共同事務所開業
- 1999 ● アーク・グローバルコンサルティングを設立し、税理士、司法書士、米国税理士等との ワンストップサービスを拡大
- 2005 ● アーク&パートナーズへ改称 オフィスを東銀座へ移転
- 2007 ● 法人化により黒川社会保険労務士事務所から社会保険労務士法人アーク&パートナーズとなる
- 2008 ● 法人化により個人事務所から税理士法人アーク&パートナーズとなる
- 2013 ● 税理士法人　渋谷事務所を開設
- 2016 ● オフィスを有楽町（東京交通会館）へ移転
- 2017 ● 社労士法人　新宿オフィス設立
- 2018 ● 内藤克　『残念な相続』初版発行 その後ベストセラーに
- 2020 ● 社労士法人 碓井健一、戸澤摂子が共同で代表に就任
- 2022 ● 税理士法人　ホノルル日本人商工会議所のメンバーとなる
- 2024 ● 税理士法人 HAPAインターナショナル会員として登録
  HAPA：Hawaii Association of Public Accountants
- 2025 ● 一般社団法人日米帰国支援センターを設立
- 2026 ● アーク&パートナーズ 25周年

“私のターニングポイント”

【2014年11月21日】ハワイで税金セミナー

税理士法人代表 税理士　内藤 克

この日、ハワイのアラモアナホテルで現地日本人向け相続税セミナーを行いました。日本の税理士が来布（ハワイは漢字で布哇という）して講演を行うのは初めてのことということで参加者は100名を超えました。そこからハワイの会計士、弁護士、銀行家など次々とネットワークが形成されて、本格的に「日米相続」を手がけることになったのです。昨年、この延長で一般社団法人 日米帰国支援センターを立ち上げ、米国から日本へ永久帰国する方々を税務面で支援することになりました。

【2001年】銀座三丁目に引っ越した日

司法書士事務所 司法書士　西田 誠

2001年6月23日、その日は千代田区神田錦町にあった事務所を銀座三丁目の吉澤ビルに引っ越しをした日です。開業から14年、それなりにクライアントも増え、事務所も軌道に乗りつつある頃でしたが、敢えて新たなチャレンジとして、更なる成長を求めて、銀座の地に根を張ろうと思ったこの瞬間がターニングポイントです。それから25年。素晴らしい仲間に支えられて現在があります。

【2020年代】日常

社会保険労務士法人代表 社労士　碓井 健一

コロナ・パンデミックにより日常が一変、経験したことのない日々を乗り越え、生成AIが登場。形のあるなしにかかわらず、人が作ったものは全てが変わるんだなと考え、「諸行無常」とつぶやいたりしてみる。今日を、特別なことではなく、繰り返される通常の日々とするために、みんなと努力し続けています。「こころ」と「からだ」、ターニングポイントは2020年にあり。なんだか「明智光秀」的な締めになる。

【2020年】新たなチャレンジの始まり

社会保険労務士法人代表 社労士　戸澤 摂子

アーク入社15年、幕張オフィス開設5年を迎え、私なりに思い描いていた働き方を実現できていた頃でした。そんな時に飛び込んできた突然の訃報、創業者であり、代表であった黒川が急死したという報せでした。大切な人を失うという悲しみ以上に、これからどうなるのかという不安の方が大きかったのを覚えています。その日から5年、「碓井さんと一緒に、黒川さんの遺志を継いで日々頑張っています！」とやっと報告できそうです。

お客様の温かいサポートのおかげで25周年を迎えることができました。今後もより一層のサービスの向上に努め、ご期待に添えるよう精進してまいります。25周年記念のグループホームページもぜひご覧下さい。

25th Anniversary

グループホームページを
リニューアルしました
https://s-arc.com/

会社の再建

税理士法人代表 税理士　内藤 克

① 会社の再建

借入が多く返済が厳しい中小企業にとって、銀行とのリスケ交渉は企業存続に欠かせません。リスケ交渉のためには、(1)自力で会社を立て直すか、(2)企業再建・債務整理・倒産に強い弁護士に相談するか、のいずれかが必要になります。ただ単に「返済を止めてください」と伝えても、今後の返済計画を伝えなければ銀行は動かないためです。

自力での立て直しは、経営改革、銀行交渉、新たなスポンサー探しなど多岐に渡るうえ、多くの経営者はこれらの経験を何度もしているわけではないので、難しいかもしれません。

② 専門家への相談

（1）相談のタイミングと効果

弁護士などの専門家に相談するなら、サービサー（債権回収会社）との交渉が始まる前が望ましいです。サービサーが介入すると対応策が限られてしまうためです。倒産に強い弁護士は銀行から紹介されることが多く、弁護士の関与により「適切に対応している」と銀行側から評価されやすくなります。弁護士が内容証明で貸付停止を要請すると、多くの銀行では一時的に元金の返済をストップしてくれます。メガバンクはこうした対応に慣れていますが、地銀や信金では戸惑うケースがあります。また、銀行は他行の動向も気にするため、一行だけが返済を止める状況は避けたがる傾向があります。

一方で、弁護士が介入すると「会社が潰されるのでは」と不安に感じる経営者もいます。しかし、返済が苦しい状況で銀行に返済猶予を求めても、具体的な今後の方針を問われることは必須です。したがって、経営者の立場に立って銀行との交渉の相談に乗ってくれる弁護士や税理士などの専門家を頼るのが良いでしょう。

（2）経営者ガイドラインの活用

倒産すればすべて失うところを、返済を止めて事業譲渡することで譲渡代金を返済に充てるので、結果的に残債をカットするような交渉を銀行にすることも可能です。経営者保証ガイドラインに沿って進めれば、最終的に、華美でない居住用住宅や当面の生活費程度の手元資金を確保できるケースもあるでしょう。

スマート変更登記

司法書士事務所 司法書士　西田 誠

令和８年４月１日から不動産の所有者は住所氏名の変更日から２年以内に変更登記をしなければならなくなりました。ただし、個人の所有者は「検索用情報の申出」、法人の所有者は「会社法人等番号の登記」をすれば、スマート変更登記が利用できるようになります。

① スマート変更登記とは

検索用情報の申出等の手続きをすれば、住所変更等の事由が発生したときには自分で住所等変更登記申請をしなくても、法務局が職権で住所等変更をしてくれて、義務違反を問われなくなります。この制度をスマート変更登記といいます。

② 検索情報の申出方法とは

法務省の「かんたん登記申請」のページから、画面の案内に従い、所有者の生年月日、メールアドレス、不動産の地番等の情報を入力して、Webブラウザ上で申出ができます。なお、電子証明書は不要です。この申出の後に住所等に変更があったときは、法務局において住所等の変更の事実を確定して、ご本人の了解を得たうえで職権で変更登記がなされます。

③ 会社法人等番号の登記とは

所有権登記名義人として記録されている法人が申出するこができます。申出手続きは書面でもオンラインでも可能で、押印、電子署名等は不要となります。申し出することができる法人識別事項は以下のとおりです。

1. 会社法人等番号を有する法人 …… 会社法人等番号
2. 会社法人等番号を有しない外国法人 …… 設立準拠法国
3. 会社法人等番号を有しない 2. 以外の法人 …… 設立根拠法

この申出で会社法人等番号の登記がされたあとに、商業法人登記上で本店変更等があった場合、不動産登記システムに通知され、職権で不動産登記上の本店等の変更登記がなされます。

労働基準法改正

社会保険労務士法人代表 社労士　碓井 健一

労働基準法制の在り方について行われた議論の主要ポイントを整理しました。なお、主要ポイントの内、（○）は、特に施行される可能性が高い項目です。（2025年11月現在）※2026年通常国会で改正案提出、主要項目は、2027年以降段階的に施行される見込。

①主要ポイント

●勤務間インターバル制度（△）

抜本的な導入促進と、義務化を視野に入れつつ、一例として、「勤務間インターバル時間として11時間を確保することを原則としつつ、確保できなかった場合の代替措置、適用除外職種の設定などについて、柔軟な対応を法令や各企業の労使合意で決める方法」などを検討。

●定期的な休日の確保（○）

２週間以上の連続勤務を防ぐ観点から、「13日を超える連続勤務をさせてはならない」旨を労働基準法へ規定することを検討。

●法定休日の特定（○）

休日労働の割増賃金計算の透明化など、当事者間で法律関係を明確に認識すべきことから、あらかじめ法定休日を特定するための論点を整理。

●有給休暇取得時の賃金算定方法の統一（△）

年次有給休暇取得時の賃金について、「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」を支払うことを原則とすることで、パート・シフト勤務者の不利益を解消。

●「つながらない権利」のガイドライン策定（△）

勤務時間外に、どのような連絡まで許容でき、どのようなものは拒否できるのか、労使間の話し合いを促進していくためのガイドライン策定等を検討。

●副業・兼業の労働時間通算ルール見直し（○）

労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払いについては、通算を要しないよう、現行の労働基準法の解釈変更ではなく、法制度の整備について検討。

②主要ポイントより想定される企業への主な影響

- 勤怠管理システム（インターバルチェック機能など）
- 就業規則の見直し（法定休日特定、副業規定の柔軟化など）
- 管理職教育と社内ルール整備（つながらない権利、副業管理など）

[編集発行]

for The Value Stage
アーク&パートナーズ®
ARC

〒100-0006　東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階
税理士法人　TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534　社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
https://s-arc.com/